

標準共済システムのプログラム保守等 及びセンタ運用支援業務の委託

仕 様 書

文部科学省共済組合ほか 18 共済組合

2025 年 1 月

1. 件名

標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託

2. 目的

政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ戦略本部）が平成１５年８月８日に決定した「e-Japan重点計画２００３」においては、国家公務員共済組合が行う業務（以下「共済業務」という。）は、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議（以下「ＣＩＯ連絡会議」という。）の下、財務省が中心となって必要な業務見直しを行うこととされた。これを受け、平成１６年７月３０日に「共済業務・システム最適化計画」（各府省情報化統括責任者連絡会議決定）が作成された。（※１）

この計画では、共済業務の見直しを行うとともに、国家公務員共済組合における事務については、１９の国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）が共通で利用できるシステム（以下「標準共済システム」という。）の整備・導入を図ることとされた。

標準共済システムは、この決定に基づき、共済業務・システムの最適化を実現する共済組合共通のシステムとして２００６年度末までに設計・開発を完了し、２００７年度からは、標準共済システムの保守及び改修等を行い、２０１９年度末には新システムへの移行が完了し現在に至っている。なお、その過程においては、２０１０年８月に標準共済システムの共同利用化（集中管理方式）（※２）による運用を開始し、２０１１年度に貸付管理機能を追加するとともに、新システムへの移行時には、共同利用コンピュータセンタ（以下「センタ」という。）及び防衛省共済組合のサーバ等の機器を更改している。

本仕様書は、２０２５年度の標準共済システムのプログラム保守等（プログラムの保守、改修、改善要望、各問合せ等を含む。）への対応及びセンタ運用支援業務に係る作業内容等について、受託者が遵守すべき事項を記述したものである。

※１ 「共済業務・システム最適化計画」は平成２１年８月２８日に改定された。

※２ 標準共済システムの共同利用化（集中管理方式）の概要は別紙１「標準共済システムの共同利用化（集中管理方式）の概要」のとおりである。

3. 委託期間

契約締結日から２０２６年３月３１日までとする。

4. 委託内容

(1) 共通事項

① 委託範囲

ア プログラム保守等の作業

別途交付する標準共済システムのプログラムコード、ツール及びドキュメント等の資産（以下「標準共済システムの既存資産」という。）の保守等に関する一切の作業（障害対応、標準共済システムのプログラム改修、問合せ対応及びその他保守等に関する各種調整作業を含む。）を委託する。（※）

なお、標準共済システムの既存資産については、情報セキュリティ等を鑑み、

公開可能な範囲で入札公告時点の標準共済システムの既存資産を閲覧に付すので、入札に参加を希望する者は応札前に必ず閲覧を行うこと。

- ※ 本委託において対象とする標準共済システムとは、国家公務員共済組合共通のものとして作成、管理する資産を指す。共済組合が標準共済システムに対してカスタマイズ（本仕様書においては、パラメータ設定以外のアドオン、ソースコード改変を指す。）を個別に行うようなことがあった場合は、そのカスタマイズ部分の保守等に関する一切の作業は本委託の対象外とする。

イ センタ運用支援業務の作業

委託内容はセンタに設置された標準共済システムとする。委託対象の標準共済システム数（共済組合数）及び標準共済システム導入時期は、別紙2「標準共済システムの導入共済組合について」を参照すること。

また、本委託の対象機器は、別紙4「委託対象機器と共同利用コンピュータセンタ内の機器構成」を参照すること。ただし、防衛省共済組合の機器構成は閲覧資料にて機器構成イメージを参照すること。

② プロジェクト管理等

- ア 本委託に関する作業（プロジェクト管理等を含む。）は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和6年5月31日 デジタル社会推進会議幹事会決定）」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）（令和5年7月4日 サイバーセキュリティ戦略本部）」及び「共同コンピュータセンター情報セキュリティポリシー」（※）等のドキュメントを踏まえて進めること。さらに、センタ運用支援業務では、「標準共済システムセキュリティ手順書（共同センタ）」（※）等のドキュメントを踏まえて進めること。

※ 「共同コンピュータセンター情報セキュリティポリシー」、「標準共済システムセキュリティ手順書（共同センタ）」については、受託者決定後に別途閲覧に付す。

- イ 作業標準は、「共通フレーム2007（第2版）SLCP-JCF2007」または「共通フレーム2013 SLCP-JCF2013」（以下「SLCP」という。）を取り入れたものを採用すること。なお、SLCPにおける「1. 7 運用プロセス」（※）及び「1. 8 保守プロセス」を主な対象とし、必要に応じて、「2. 支援ライフサイクルプロセス」等を含むものとする。

※ 「1. 7 運用プロセス」のタスクである「1. 7. 2 運用テスト」、「1. 7. 6 業務運用と利用者支援」を主な対象としている。

- ウ プログラム保守等の着手に当たっては、別途交付する「保守ガイドライン」及び「運用管理設計書」等に基づき、「標準共済システムの保守等要領」（※）を作成すること。

なお、当該要領には作業スケジュール、受託者業務実施体制、作業場所（セキュリティ対策を含む。）、会議体等についても記載すること。また、記載内容に変更が発生する場合は、共済組合側に修正版を提示し承認を得ること。

※ 「業務・システム最適化指針（ガイドライン）（平成18年3月31日 CIO連絡会議決定）」の「第3 業務・システム最適化実施指針（ガイドライン）」の「Ⅱ 運用段階 4 運用・保守要領の策定」の内容（ただし、「4（4）システム操作管理要領」及び「4（6）性能管理要領」を除く。）

を踏まえて作成すること。

- エ センタ運用支援業務では別途交付する標準共済システムの既存資産の「システム運用要領（共同センタ）」、「運用ガイドライン（共同センタ）」、「保守ガイドライン」、「運用管理設計書」、「運用マニュアル」等のドキュメント類及び過去の「標準共済システムのセンタ運用支援業務の委託」で作成した報告書類（以下「過去の報告書類」という。）等を理解した上で実施すること。なお、標準共済システムの既存資産及び過去の報告書類等については、情報セキュリティ等を考慮し、入札公告時点において公開可能な範囲で閲覧に付すので、応札前までに必ず閲覧を行うこと。

また、受託者側体制（責任者、作業者の運用業務の経歴、連絡体制（連絡窓口を含む。）等）、作業スケジュール、セキュリティ対策等について「標準共済システムのセンタ運用支援業務プロジェクト計画書」を作成し、共済組合側（別紙２の１９共済組合をいう。）の承認を得ること。

- オ 本委託の進め方及び作業スケジュール等の検討に当たっては、共済組合の作業負担の軽減等を十分考慮すること。

- カ 本委託の実施に際しては、共済組合が定める各種規程、ルール等を踏まえた上で、事故・不正行為対策を講ずること。

- キ 業務の品質向上、保守の容易性等を考慮し、作業手順や成果物等の標準化を行うこと。

- ク プログラム保守等の作業報告は共済組合の指示に従って１ヶ月に１回程度の定例的な打合せを設け、作業内容及び結果を報告すること。

なお、当該報告には、作業実績工数（人月等）及び課題の管理に関する事項を含むものとする。また、改修についてWBSの作成、出来高計画値（PV）の設定及びEVMによる進捗管理を実施すること。

センタ運用支援業務の作業報告は日々の日時報告と月１回の月次報告とし、詳細は共済組合側と協議の上、決定すること。なお、月次報告には課題の管理に関する事項を含むものとし、上記以外で共済組合側より作業報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。

- ケ 業務の円滑な運営を図り、共済組合が求める機能を満たすシステムとするため、共済組合及びその指定する者との連絡を密にすること。

- コ 打合せを実施した場合は、終了後２営業日以内に議事録等を提出すること。

- サ 共済組合への各種報告については、共済組合におけるシステムに関する知識・経験を考慮し、容易に理解できるように配慮すること。

- シ 標準共済システムの保守等要領・プロジェクト計画書、設計書及び報告書等の各種ドキュメントは、共済組合の承認を得ること。

またドキュメント類の種類、内容、報告の時期等については、事前に共済組合と協議し、確定すること。

③ その他

- ア 本委託作業の実施に当たっては、各共済組合間の意見調整やシステム連携先と

の仕様調整等、必要な資料の作成及び説明等の支援を行うこと。

イ プログラム保守等で利用するシステム環境（以下「保守等システム環境」という。）については、消耗品（納入用媒体等を含む。）を含め受託者が用意すること。

なお、保守等システム環境については、別途交付する「保守ガイドライン」に記載している標準共済システムの動作環境に関する要件を満たすものとするが、共済組合の数及び規模（別紙２の「標準共済システムの導入共済組合について」を参照。）を勘案して、本業務の遂行に支障が無い範囲であれば、受託者は共済組合の承認を得た上で、安価な保守等システム環境の構成を採用することも可能とする。

ウ センタ運用支援業務は、原則、センタ内のサーバ室または受託者が準備する場所で実施すること（センタは東京２３区内に設置。）。なお、センタ内のサーバ室には、共済組合側で次の設備を設置しているため、受託者がセンタで作業を行う場合は、当該設備を使用して作業を行うこと。ただし、本委託作業の目的以外で当該設備を使用しないこと。

（サーバ室）

ＯＡデスク	１台（運用監視端末操作用）
ＯＡチェア	１台（運用監視端末操作用）
耐火金庫	１台（媒体保管用）
書架	１台（ドキュメント類等保管用）

センタの利用に当たっては、共済組合側及びセンタ施設管理者の指示に従うこと。

さらにセンタ運用支援業務の実施に当たり、関係者（共済組合側、センタ施設管理者、センタハードウェア提供業者等）と調整が必要となった場合は、共済組合側の承認のもと、打合せ等を開催すること。その際必要な資料の作成及び説明等を行うこと。

なお、センタ外で実施可能な作業は、共済組合側の承認を得た上で受託者が準備する場所で実施すること。受託者が準備する場所で作業する場合は、センタ外への情報の持ち出し（メール等での送信を含む。）方法及び作業場所等のセキュリティ対策について、事前に共済組合側へ説明し、了承を得ること。

エ 作業実施時間帯については、平日の９：００～１８：００を基本とする。ただし、センタの利用は、平日の９：００～１７：４５とする。なお、障害対応等共済組合側の要請により緊急対応が必要な場合は、上記によらず作業を行うこと。また、受託者が準備する場所で実施する作業については、上記作業時間帯以外でも実施可能とする。

オ 本委託の実施に伴い、「共済業務・システム最適化計画」に追加・変更すべき内容が生じた場合は、共済組合と調整の上、当該計画の改定等の支援を行うこと。

(2) プログラム保守等への対応

① 障害対応

ア 「標準共済システムの既存資産の障害に起因するもの」については、共済組合

と協議の上、速やかに対応すること。

イ 障害対応のための対処方法（暫定対処、本格対処等）及び対処計画について共済組合と協議し、確定すること。（※）

※ 中間サーバ連携機能に係る障害が発生し、情報連携業務に影響を与える可能性がある場合は、障害の影響がおよぶ共済組合に連絡を行うことも含む。

ウ 障害対応における障害原因調査等を行うこと。

エ 標準共済システムの既存資産の改修が必要となった場合、改修内容、試験結果及び改修した資産を共済組合へ報告すること。また、改修した資産を、各共済組合へ提供すること。（※）

※ 本件受託者以外の者が契約不適合責任の範囲で実施する障害対応のための本格改修については、本委託の対象外とする。（暫定改修は委託対象とする。）

オ 共済組合からの要請に応じて、共済組合における障害復旧作業（ウイルス感染時の対応を含む。）の支援を行うこと。（※）

※ 本件受託者以外の者が契約不適合責任の範囲で実施する本格的な障害復旧作業の支援については、本委託の対象外とする。（暫定的な障害復旧作業の支援は委託対象とする。）

カ 防衛省共済組合（共同利用化及び遠隔保守対象外。別紙3「遠隔保守実施に関する考え方」を参照。）の標準共済システムサーバに障害等が発生した際、障害復旧が完了するまで障害対応状況を管理し、関係する業者への障害連絡、故障状況確認、業者からの作業依頼対応、復旧・確認作業及び共済組合への障害対応報告を行うこと。

② 改善要望等への対応

共済組合において必要と判断された改善要望等への対応については、実施時期等の協議を行った上で、改修内容、試験結果及び改修した資産を共済組合へ報告すること。また、改修した資産を、共済組合へ提供すること。

③ 改修作業内容

次の改修を本対応の対象とする。

- ・ 障害対応による改修
- ・ 改善要望等による改修

なお、本対応の合計作業量は2人月／年程度の作業量とする。

ア 概要設計

- ・ 改修対象とする要件について、実装に向けた要件の確認・詳細化等を行うこと。
- ・ 業務ルール、業務フロー、画面・帳票イメージ等を作成すること。
- ・ 共済組合が作成する各種規程案等について、技術的観点等から助言すること。
- ・ 改修に当たり、パッケージソフトウェアの導入を前提とする場合は、以下の事項について、共済組合に対して事前に十分な説明を行い、承認を得ること。
 - ✓ 導入しようとするパッケージソフトウェア（設計書、マニュアル等関係するドキュメント類を含む。）の著作権等の権利関係

- ✓ パッケージソフトウェアの概要、機能、特徴、適用範囲、適用方法、導入実績、推奨理由、拡張性、継続性（パッケージソフトウェアのサポート体制）、接続性（他システムとの連携の容易性等）、制約条件等

イ プログラム等の設計及び改修

- ・ 改修による標準共済システムの既存資産への影響範囲を確認した上で、プログラム等の設計及び改修を行うこと。その際、標準共済システムの既存資産との整合性や親和性の確認を行い、問題が生じる可能性がある場合には、その対処方針及び内容について共済組合と協議し、確定すること。

ウ テストの実施等

- ・ 単体テスト、結合テスト及び総合テスト等の実施計画書、仕様書及び結果報告書を作成すること。
- ・ 受託者が準備する保守等システム環境を用いて、総合テストの項目として、少なくとも次のようなテストの実施要否を検討すること。具体的な総合テストの実施項目及び実施方法については、共済組合と協議し、確定すること。
 - ✓ 実際のシステム運用に合わせた全体の機能及び性能の確認（負荷テストを含む。）、システム運用マニュアルの検証を目的とした運用テスト（外部インターフェーステスト、改修プログラムのインストールテストを含む。）
 - ✓ システム利用者の操作による総合的な機能検証及びシステム操作マニュアル・作業手順書の検証を目的としたユーザーテスト
 - ✓ システムがセキュリティ要件を満たしているかどうかの検証を目的としたセキュリティテスト
 - ✓ システム障害時における障害対応マニュアルの検証を目的とした障害テスト（復旧テストを含む。）
- ・ 共済組合が実施する受入テストについて、共済組合の指示に基づき次のような支援を行うこと。
 - ✓ 受入テストの実施項目及び実施方法の検討支援
 - ✓ 受入テストの実施計画書及び仕様書の作成支援
 - ✓ 受入テストの実施・結果の取りまとめ支援
- ・ 受入テストの実施に当たって、受託者が準備する保守等システム環境を用いた受入テストの実施が必要となった場合には、受入テスト実施環境の構築、受入テスト用データ・マスタ内容の作成及びセットアップを行うこと。なお、受入テストの実施場所については、共済組合と協議の上、決定すること。
- ・ 受託者が準備した保守等システム環境と標準共済システムの動作環境の差異に起因して、テストの実施及びその結果に問題が発生した場合には、受託者はその対応等の責を負うこと。
- ・ 本番環境を用いたテスト等は、必ず共済組合の立会いの下、稼動している他のシステムの運用を停止させることなく作業を行うこと。ただし、一時的に停止せざるを得ない場合は、共済組合と協議の上、その指示に従うこと。

エ 配付物の作成及び配付

- ・ 以下の配付物を作成し、共済組合が別途指示する期日までに共済組合へそれぞれ配付するとともに、周知等の各種支援を行うこと。
 - ✓ 改修した資産
 - ✓ 共済組合における配付物受領後の各種作業に関する作業手順書
 - ✓ インストール用プログラム（共済組合と協議の上で必要に応じて作成。）

オ 移行・導入

- ・ 改修プログラム等を共済組合のそれぞれのシステム環境へインストールするとともに、データベース及びテーブル等の移行を行い、改修後の標準共済システムが正常に稼働できるようにすること。

カ 教育

- ・ 標準共済システムの既存資産に含まれている各種マニュアルについて、共済組合と協議の上、必要な改修を行うとともに、教育を実施した場合には、当該教育の結果を踏まえて、各種マニュアルに必要な修正を加えること。
- ・ 本委託で実施するプログラム保守等により運用操作が大きく変わる等教育が必要な場合は、当該処理に係る操作及び運用等に関して、教育実施計画書を作成すること。また、教育実施計画に基づき教育（各種マニュアルによる説明会（共済組合が霞が関近辺に会場を準備する予定。）の開催。）を実施すること。

④ 問合せ等への対応

標準共済システムに関する共済組合からの問合せ等については、共済組合のそれぞれの本部システム管理者が一次切分けを実施するが、障害の疑いのあるもの等共済組合の本部システム管理者では対応できない場合については、受託者が以下のアからウにより切分け等を実施すること。（※）また、共同利用センター運用チームからの問合せ等についても、同様の対応を行うこと。なお、防衛省共済組合については、月１０日現地向いて常駐対応をすること。なお、本対応に係る作業時間帯は、平日の９：００～１８：００を基本とする。ただし、システムバックアップ、システム定期点検は平日の１８：００以降又は休日の対応もあり得る。

※ 標準共済システムの利用に関する問合せ、端末にインストールされているＯＳやＯＡ用ソフトウェア等の操作方法に関するものは、本問合せの対象外とする。

ア 問合せ等の切分け

共済組合及び共同利用センター運用チームからの問合せ等について、必要に応じて共済組合等と協議の上、最低限、以下のような切分けを行うこと。

- ・ 標準共済システムの既存資産の障害に起因するもの（障害）。
- ・ 標準共済システムの既存資産に対する改善要望であるもの（改善要望）。
- ・ 標準共済システムに関する質問等改修対応が不要であるもの（質問等）。

イ 切り分けた問合せ等への対応

上記で切り分けた問合せ等について、以下のとおり対応すること。

- ・ 障害については４．（２）．①による。
- ・ 改善要望については４．（２）．②による。
- ・ 質問等のうち、受託者が回答可能なものについては問合せ者に回答し、共済

組合等との調整が必要なものは、共済組合と協議の上、解決を図る。

ウ 問合せ等対応の管理

上記のア及びイの進捗並びに対応状況について管理するとともに、その結果及び対応時間を定例的な打合せにおいて報告すること。なお、対応時間については、問合せ等の受付から回答までの対応時間に加え、問合せ対応の記録及び回答内容確認等に要した時間も含めた総対応時間（対応実工数）も報告すること。

エ F A Qの作成

問合せ対応の結果を踏まえ、共済組合及びセンタにおける利便性の向上を鑑み、F A Qの作成を行うこと。また、作成したF A Qをもとに、標準共済システムのF A Q情報ファイルの更新作業を実施すること。

⑤ 市販ソフトウェアのセキュリティパッチ等の対応

ア 標準共済システムの動作環境に指定されている市販ソフトウェアのセキュリティパッチ等が公開された場合、共済組合と協議の上、セキュリティパッチ等適用の緊急性を踏まえ速やかに対応すること。

イ 市販ソフトウェアのセキュリティパッチ等の対応のための対処方法（暫定対処、本格対処等）及び対処計画について共済組合と協議し、確定すること。

ウ 標準共済システムに対する影響調査・動作確認を行うとともに、セキュリティパッチ等の適用手順の作成等を行うこと。

エ 標準共済システムの既存資産の改修が必要となった場合、改修内容、試験結果及び改修した資産を共済組合へ報告すること。また、改修した資産を、共済組合へ提供すること。

オ 標準共済システムの動作保証環境に指定されているOSのセキュリティパッチ等を取得し、共済組合がそれぞれ利用しているサーバ及び運用監視端末にセキュリティパッチ等を適用すること。（※）

※ 本委託においては、防衛省共済組合が利用している運用監視端末を作業対象外とする。

カ 標準共済システムの動作保証環境に指定されているウイルス対策ソフトのセキュリティパッチ等（ウイルス定義ファイルを含む。）を取得し、共済組合がそれぞれ利用しているサーバ及び運用監視端末にセキュリティパッチ等を適用すること。（※）

※ 本委託においては、防衛省共済組合が利用しているサーバ及び運用監視端末を作業対象外とする。

キ Windows10 の機能更新プログラムについて、市販ソフトウェアのセキュリティパッチ等の対応に含むものとし、動作検証を行った後、運用監視端末に適用すること。（※）

※ 本委託においては、防衛省共済組合が利用している運用監視端末を作業対象外とする。

(3) センタ運用支援業務の作業

委託するセンタ運用支援業務のうち、主な業務は次のとおり。ただし、防衛省共済組合のセンタ運用支援業務については、「4.(4) 防衛省共済組合の運用支援への対応」を参

照すること。

① 日次作業

ア データバックアップ

18 共済組合（※）の標準共済システム業務データ及び運用監視サーバのログデータ等の自動バックアップ終了後にバックアップ運用終了状態を確認すること。なお、自動バックアップが正常に行われなかった場合、手動によるバックアップを行うこと。

※ 18 共済組合の詳細は、別紙2「標準共済システムの導入共済組合について」を参照。以降の「18 共済組合」についても同様とする。

イ 稼動監視・故障監視（常時作業）

委託対象機器等の稼動状況の監視及び故障発生等の監視等を行うこと。故障等が発生した場合の対応は、「4. (3) ⑤ カ 障害時運用」を参照のこと。

ウ ウイルス定期チェック

リスク、検出のある端末及び3 開庁日連続でウイルススキャンの状態が未了となっている端末を確認した場合には、共済組合側へ連絡すること。

② 週次作業

日次データバックアップ、月次データバックアップ及び年次データバックアップで使用するバックアップ媒体の交換を行うこと。

③ 月次作業

ア データバックアップ

18 共済組合の標準共済システム業務データ等の自動バックアップ終了後にバックアップ運用終了状態を確認すること。なお、自動バックアップが正常に行われなかった場合、手動によるバックアップを行うこと。

イ システムバックアップ

標準共済システムサーバ等のシステムバックアップを手動で実施し、バックアップ媒体の交換を行うこと。

ウ 稼動実績管理

委託対象サーバの各種ログを抽出・加工し、サーバ性能、一括処理性能、オンライン処理性能、データベース性能等の分析を行い、分析結果を報告すること。なお、分析対象サーバは、18 共済組合の標準共済システムサーバ全てとする（分析対象は、2025年3月分から2026年2月分のサーバデータとする。）。また、分析結果報告書は18 共済組合に送付すること。

エ 監査ログの確認

委託対象サーバの各種ログ等を抽出・加工し、サーバ及びデータベースへのアクセス状況及び不正アクセスの有無（※）、ウイルス感染および駆除状況等の分析を行い、分析結果を報告すること。なお、分析対象サーバは、18 共済組合の標準共済システムサーバ全てとする。また、分析結果報告書は18 共済組合に送付すること。

※ ファイアウォールログの抽出・加工は、センタ施設管理者が行い、分析結果報告書がセンタ施設管理者から提出されるため、当該報告書の内容を確認すること。

④ 年次作業

ア 運用開始準備作業（運用開始時作業）

共済組合側及び共済組合側が指定した者から「システム運用要領（共同センタ）」等をもとにセンタ運用支援業務に必要な作業の引継ぎを受け、その遵守の徹底を図るためセンタ運用支援業務を把握すること。また、セキュリティポリシーの変更等、標準共済システム及びセンタの運用条件・運用環境に変化があった場合、随時、センタ固有の各種ドキュメント等の見直しを行うこと。

イ 原本管理環境構築（運用開始時作業）

上記アで引継いだ各種ドキュメントおよび新規に作成した各種ドキュメントの原本管理環境を構築すること。

ウ データバックアップ

18 共済組合の標準共済システム業務データ等の自動バックアップ終了後にバックアップ運用終了状態を確認すること。なお、自動バックアップが正常に行われなかった場合、手動によるバックアップを行うこと。バックアップは4月に実施し、バックアップ媒体は4～5月に共済組合側へ提出すること。

エ 詳細作業計画（スケジュール）の作成

月次の定期報告の際、翌月以降の詳細作業計画（スケジュール）を共済組合側へ説明し、承認を得ること。

オ センタ年間スケジュールの作成

ファイアウォールログの解析結果報告、定例報告会議等の定例的な作業の年間スケジュールを4月に共済組合側へ説明し、承認を得ること。また、毎月定例報告会議後に18 共済組合に送付すること。

カ システム定期点検

センタハードウェア提供者等とシステム定期点検のスケジュール調整、作業内容調整及びシステム定期点検作業の立会い等を行うこと。

キ 計画停電

共済組合及びセンタハードウェア提供者等とセンタ施設の計画停電に伴う作業スケジュール調整及び作業内容調整を行うこと。

ク 消防点検

共済組合及びセンタハードウェア提供者等とセンタ施設の消防点検に伴う作業スケジュール調整及び作業内容調整を行うこと。

ケ 実績報告

以下の実績値を委託期間に渡って計測し、最終の定例報告会議等で運用状況の総評及び取りまとめの報告を行うこと。なお、各項目の設定指標値（目標値）を別表1に示す。

- ・ 障害対応時間帯
障害対応を実施したサービス時間帯
- ・（障害対応状況の）経過報告間隔
障害対応の状況を定期的に報告した時間間隔
- ・ 障害対応状況通知時間

障害を検出してから暫定対応状況報告通知までの時間

- ・ 運用時間
運用サービスの運用時間帯
- ・ (運用状況の) 経過報告間隔
定期的な運用状況を報告した時間間隔
- ・ 受付時間
運用サポートを受け付けた対応時間帯

⑤ 不定期作業

ア サーバ起動・終了

計画保守及びシステム障害発生等によりサーバの起動・終了作業が必要となった場合、手動でサーバの起動・終了作業を行うこと。なお、通常時は、標準共済システムの起動・終了は自動（日次）で行われる。

イ システム利用者情報の変更

各共済組合のシステム利用者の変更が発生した場合に、設定変更作業等を行うこと。

ウ ウイルスチェック

ウイルスの検出等により手動でのウイルスチェックが必要となった場合は、手動でウイルスチェック処理を起動すること。なお、通常時は、ウイルスチェックは自動で行われる。

エ 構成管理・原本管理

センタ運用支援業務に必要な各種ドキュメント等（各業者の作業報告書等を含む。）の原本管理を行うこと。

オ システムバックアップ

委託対象機器等に対してソフトウェア等の変更を行った場合、変更後のシステム環境設定情報等のバックアップを取得すること。

カ 障害時運用

システム障害等が発生した際、障害復旧が完了するまで障害対応状況を管理し、関係する業者への障害連絡、故障状況確認、業者からの作業依頼対応、復旧・確認作業及び共済組合側への障害対応報告を行うこと。システム障害等の発生を検出した際、1時間30分以内を目途に共済組合側へ報告すること。また、障害復旧が完了するまで、共済組合側へ1日1回を目途に障害対応状況の報告を行うこと。

キ センタ内での作業支援

システム障害対応等により、センタ内での業者作業が発生した場合に、センタ内業者作業の立会い等を行うこと。また、18共済組合からの作業指示があった場合、作業指示に従い作業を実施すること。

ク ウイルス対策ソフトウェアライセンス登録

共済組合側からの指示に基づき、各共済組合のウイルス対策ソフトウェアのライセンスを管理ソフトウェアに登録する作業を行うこと。

ケ SSL証明書の更新

共済組合側からの指示に基づき、標準共済システムが使用するSSL証明書の更新作業を行うこと。

コ 未使用クライアント情報の削除

共済組合側からの指示に基づき、標準共済システムを利用しなくなったクライアントの端末情報の削除を行うこと。

サ ウイルス対策ソフトウェアの自動更新設定

共済組合側からの指示に基づき、ウイルス対策ソフトウェアをアップグレードするための自動更新設定をウイルス対策ソフトウェアの管理機能へ実施すること。
なお、この作業を実施する場合は年1回とする。

シ データベースの空き容量確認

共済組合側からの指示に基づき、データベースの空き容量情報を共済組合へ報告すること。

- ⑥ ①～⑤以外の特別な運用及び共済組合側がセンタ運用支援業務として必要と判断した作業については、共済組合側の指示により実施すること。

⑦ 留意事項等

ア 受託者が作成・原本管理するドキュメント等については、ファイリング（ファイル内インデックス管理等を含む。）及びラベル作成・貼付等を行い、共済組合側が参照した場合に容易に理解できるように管理を行うこと。

イ センタ運用で使用するバックアップ媒体は、サーバ室の耐火金庫へ保管し、施錠管理すること（バックアップ媒体収納用ケースが必要な場合は、受託者が準備すること）。また、原本管理対象の紙媒体資料等は、サーバ室の書架に保管し、施錠管理すること。

ウ センタ運用作業において、課題・問題等が発生した場合、その改善・解決を行うこと。また、センタ運用に必要な資料等が新たに発生した場合は、作成すること。

別表 1

項目	内容	評価及び測定方法	設定指標値 (目標値)
障害対応時間帯	障害対応を実施したサービス時間帯	障害対応時間帯＝障害対応を行った曜日、時間帯	平日9:00～18:00
(障害対応状況の) 経過報告間隔	障害対応の状況を定期的に報告した時間間隔	経過報告間隔＝障害報告を行った後、定期的に状況報告を行った間隔	1回/日
障害対応状況通知時間	障害を検知してから暫定対応状況報告通知	障害通知時間＝異常を検出(エラー・警告メッセージが	1時間半

	までの時間	発生)してから、障害状況の一報通知までの平均時間	
運用時間	運用サービスの運用時間帯	運用時間＝通常のシステム運用時間帯（障害対応を除く）	平日 9 : 00 ～ 18 : 00
(運用状況の) 経過報告間隔	定期的な運用状況を報告した時間間隔	経過報告間隔＝正常な運用報告を定期的に行った間隔	1 回／日
受付時間	運用サポートを受け付けた対応時間帯	受付時間＝運用窓口がサポートを受け付けたサービス時間帯	平日 9 : 00 ～ 18 : 00

(4) 防衛省共済組合の運用支援への対応

① 監視及び監査ログの確認

ア 防衛省共済組合の標準共済システムサーバを対象として、以下の作業を月に 1 回実施すること。

- ・稼働実績ログの抽出

防衛省共済組合が利用しているサーバの各種稼働実績ログを抽出すること。

- ・監査ログの抽出

防衛省共済組合が利用しているサーバの各種監査ログ等を抽出すること。

イ 防衛省共済組合の標準共済システムサーバを対象として、以下の作業を半年に 1 回実施すること。

- ・稼働実績管理

上記で抽出した各種稼働実績ログを加工し、サーバ性能、一括処理性能、オンライン処理性能、データベース性能等の分析を行い、分析結果を報告すること。

- ・監査ログの確認

上記で抽出した各種監査ログ等を加工し、サーバ及びデータベースへのアクセス状況及び不正アクセスの有無等の分析を行い、分析結果を報告すること。

ウ 報告の方法については、共済組合と協議し、確定すること。

② システムバックアップ

防衛省共済組合の標準共済システムサーバ等のシステムバックアップを毎月 1 回手動で実施し、バックアップ媒体の交換を行うこと。

③ システム定期点検

ア 防衛省共済組合の標準共済システムサーバ等のシステム定期点検作業（年 1 回程度）の立ち会い、及び点検後のシステム動作確認を行うこと。

イ 防衛省共済組合の標準共済システムサーバ等のシステム定期点検作業に伴う設定変更作業、又は夜間バッチの手動実行を行うこと。

④ サーバ起動・終了

システム定期点検、計画停電及びシステム障害発生等により防衛省共済組合の標

標準共済システムサーバの起動・終了作業が必要となった場合、手動でサーバの起動・終了作業を行うこと。

⑤ システム開始・終了

システム定期点検、計画停電及びシステム障害発生等により防衛省共済組合の標準共済システムの開始・終了作業が必要となった場合、手動でオンラインサービスの開始・終了作業を行うこと。

⑥ 不定期作業

共済組合側からの指示に基づき、データベースの空き容量情報を共済組合へ報告すること。

(5) その他

① 標準共済システムの資産の構成管理等

ア 標準共済システムの既存資産の払い出し等の構成管理を行うこと。また、本委託の受託者以外に対する資産の払い出し等の構成管理も行うこと。

イ 改修した標準共済システムのプログラムコード、ツール及びドキュメント等の資産について、標準共済システムの既存資産との整合性チェックを行い、共済組合へ報告すること。また、本委託の受託者以外が作成した資産についても整合性チェックを行い、共済組合へ報告すること。

② 標準共済システムの仕様に関する問合せ対応

共済組合からの標準共済システムの仕様及び設計書等の内容に関する問合せ（改修時の調整・確認等を含む。）に対応すること。

③ 遠隔保守

ア 共済組合では標準共済システムの共同利用化を行っている。

センタに設置するサーバを対象として遠隔保守を行うこと。（遠隔保守については、別紙3「遠隔保守実施に関する考え方」を参照。）

イ 遠隔保守環境に関する設定内容を、本委託業務着手時及び設定内容変更時に、共済組合及び共済組合の指示する者に提示すること。

④ 標準共済システムサービス再開時の連絡

標準共済システムのサービス停止を伴う作業の終了時には、標準共済システムサービス再開の旨を作業対象の共済組合へメールにて連絡すること。

⑤ 担当者間の連携

プログラム保守等の作業担当とセンタ運用支援の作業担当は作業連携を図り、担当割・スケジュール管理等を適切に行うこと。

5. 運用体制

本仕様書策定時点で想定している標準共済システムの保守及び運用等に関する体制は、別紙5「標準共済システムに係る体制と役割」のとおり。なお、本委託の受託者は、別紙5における「共同保守業者」に該当する。

6. 納入成果物

- (1) 各種ドキュメントは日本語で記載し、原則として Microsoft Word 及び Microsoft Excel の電子ファイルで作成すること。
- (2) 4. (2) の納入成果物に係る書式等については、別途交付する標準共済システムの既存資産との整合を図ることとするが、4. (3) 及び 4. (4) については、共済組合と別途協議の上、決定することとする。また、業務の品質向上、保守の容易性等を考慮し、成果物等の標準化を行うこと。
- (3) 保守、改修、改善要望、各問合せ等の作業に係る納入成果物は、次のとおりとする。これらの納入成果物については、標準共済システムのプログラムコード、ツール及びドキュメント等の資産全体の最新版を納入することとする。なお、委託期間中の改修規模等を確認するために必要な事項（改修対象資産と改修規模等）を整理した資料を併せて提示すること。
 - ① 標準共済システムの保守等要領・プロジェクト計画書
 - ② 標準共済システムソフトウェア（移行・運用・保守支援ツールソフトウェアを含む。）一式
 - ③ 標準共済システム設計書、ガイドライン、マニュアル等 一式
 - ④ テスト計画書、テスト仕様書及びテスト結果報告書 一式
 - ⑤ 教育実施計画書
 - ⑥ 受託者が打合せ等にて共済組合へ提示した資料 一式
 - ⑦ F A Q
 - ⑧ その他必要なドキュメント等 一式
- (4) センタ運用支援の作業に係る納入成果物は、次のとおりとする。
 - ① 標準共済システムのセンタ運用支援業務プロジェクト計画書
 - ② 詳細作業計画（スケジュール）
 - ③ センタ年間スケジュール
 - ④ 各種報告書
 - ⑤ 各種管理資料、管理簿
 - ⑥ 業務引き継ぎ（これに相当する教育を含む。）に関する実施結果
 - ⑦ 会議議事録
 - ⑧ 受託者が作成したドキュメント等（センタ固有の各種ドキュメント（更新版）等）一式
 - ⑨ 受託者が打合せ等において共済組合側等へ提示した資料 一式
 - ⑩ その他必要なドキュメント等 一式
- (5) 納入成果物は、DVD-R に記録し、19 セット納入すること。（予備数は別途調整すること。）なお、納入先は、共済組合の指定する場所とする。（東京 23 区内）

7. 納入期限

最終納入期限は 2026 年 3 月 31 日とする。

ただし、共済組合より別途納入期限を定める必要があるものについては、受託者と協議の上、納入期限を定めることとする。

8. その他

- (1) 本仕様書は受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本業務に必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 詳細については、共済組合の指示によること。
 なお、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、共済組合と協議の上決定することとし、この場合、受託者は、当該協議に関する議事記録を作成の上、共済組合に確認を得ること。
- (3) 日本語での対応ができること。
- (4) 以下の条件を満たす体制を確保できること。
 - ① プログラム保守等については、ISO等の公的機関による認証（ISO9001等）若しくはこれと同等以上の品質制度を有している組織・部門が本作業を実施すること。
 - ② センタ運用支援業務については、ISO27001又はその他公的機関による認証若しくはこれと同等以上のセキュリティ管理・品質管理制度を有している組織・部門が本作業を実施すること。
 - ③ 本作業のリーダーは、プロジェクトマネジメントに関する公的資格を有すること。
 - ④ 体制には、資格管理、短期給付及び財務会計機能を備えた公務員等共済組合向けシステム又は組保管掌健康保険組合向けシステム等類似システムの設計・開発経験があり、共済システムの設計・開発に必要な共済組合業務や健康保険組合業務に関する知識を有する者1名以上を含むこと。
 - ⑤ 体制には、サービシステムの運用管理経験を3年以上有する者1名以上を含むこと。
 - ⑥ 体制には、ITIL Foundation 資格を有する者1名以上を含むこと。
- (5) 委託期間の前年度の「標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託」の受託者及び共済組合より、標準共済システムの既存資産及び委託業務の実施方法に関する引き継ぎを受けることができること。また、委託期間の翌年度の「標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託」の受託者及び共済組合に対して、標準共済システムの既存資産及び委託業務の実施方法に関する引き継ぎができること。
 なお、翌年度の運用作業者が異なる場合は円滑に運用実施するため引継計画書を共済組合側に提出し、委託期間終了までに後任の運用作業者に引継を実施し、結果を共済組合側へ報告すること。
- (6) 別途調達予定である「標準共済システムのプログラム改修の委託」（仮称）の受託者（以下「プログラム改修受託者」という。）及び共済組合に対して、標準共済システムの既存資産に関する引き継ぎができること。
 また、プログラム改修受託者の作成した成果物に関する引き継ぎを受けることができること。
- (7) 委託期間終了時に受託者は持ち込んだ設備等の原状回復について、共済組合側と協議の上、受託者の負担と責任において、速やかにこれを行うこと。
- (8) 標準共済システムの監査等が実施された場合には、資料提供・問合せ対応等の各種協力ができること。
- (9) 委託業務の履行において市販流通品ソフトウェアを用いる場合であって、当該製品の不具合等により業務に支障が発生した際には、受託者の責任において早急な対応を求めるものとする。

- (10) 共済組合の標準共済システムの導入予定の変更等、本仕様書の内容に変更が発生した場合には、契約変更等に応じること。
- (11) 受託者は、委託業務の全部又は管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の適正な遂行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受託者は、あらかじめ再委託先の情報を共済組合に提出し承認を得るとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について全ての責任を負うこと。
- また、受託者は、再委託先においても契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を確保するとともに、その旨を再委託先との約定に含めること。なお、受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、共済組合に報告すること。
- (12) 受託者（委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先を含む。以下、同じ。）において、意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。なお、受託者は、不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、不正行為が行われるリスクを回避するための試験を行い、意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等で原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。
- また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出できること。
- (13) 委託業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、共済組合が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、受託者は、共済組合が定めた実施内容に基づく情報セキュリティ監査を受け入れること。なお、共済組合が別途選定した事業者による情報セキュリティ監査でも受け入れること。
- (14) 受託者が共済組合施設内において作業を行う場合には、あらかじめ作業従事者名簿と作業計画書を提出し、共済組合の確認を得なければならない。なお、受託者は、作業従事者名簿等のおりに共済組合施設内における作業が実施されたことを確認すること。
- (15) 受託者が「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）を用いる場合、Common Criteria (ISO/IEC 15408) の評価保証レベル (EAL) 4 以上の製品を使用すること。なお、機器等において当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、共済組合の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用すること。
- (16) 受託者が提出する資料、書面等により共済組合に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、共済組合は受託者に是正を求めることがあり、受託者は相当の理由が認められるときを除きこれに応じること。なお、共済組合は、受託者の資本関係・役員の情報、業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績等に関する情報提示を求めることがあり、受託者はこれに応じること。

以 上

【別紙 1】標準共済システムの共同利用化（集中管理方式）の概要

1. 標準共済システムの共同利用化の基本方針

○ 標準共済システムの共同利用化の基本方針は次のとおり。

① 共同利用コンピュータセンタ

共済組合で共通的に必要となる設備等を共同利用することにより、費用の削減を図る。

- ・ 共同利用コンピュータセンタを共同利用することで、施設・設備（サーバ室、空調設備、セキュリティ対策設備等）に係る費用を削減する。
- ・ 標準共済システムサーバを集約（仮想化）するとともに、サーバラック、共有ディスク及びネットワーク機器等を共同利用することで、サーバ構築に係る費用を削減する。

② サーバ運用管理業務の集約

共済組合で共通に行うサーバ運用管理業務を集約することにより、費用の削減を図る。

- ・ サーバ運用業務、サーバ稼動監視業務及びサーバ室のセキュリティ監視業務等を集約することで、サーバ運用管理業務に係る費用の削減を図る。

③ 安全性・信頼性の強化

情報セキュリティ対策及び運用監視等を共同利用コンピュータセンタで行うことにより、標準共済システムの安全性及び信頼性の強化を図る。

- ・ 共同利用コンピュータセンタで安全性対策（情報セキュリティ対策、災害対策等）を行うことで、システムの安全性強化を図る。
- ・ 共同利用コンピュータセンタで信頼性対策（運用監視、故障対応等）を行うことで、システムの信頼性強化を図る。

2. 標準共済システムの共同利用化の対象範囲

○ 共同利用化の対象範囲の考え方は次のとおり。

① 共同利用化の対象範囲

共同利用化の基本方針の実現に有効な範囲を共同利用化の対象範囲とする。

- ・ 共同利用コンピュータセンタの施設及び設備
- ・ 共同利用コンピュータセンタ内に設置するサーバ等機器及び市販ソフトウェア
- ・ 共同利用コンピュータセンタ内に設置するネットワーク機器
- ・ 共同利用コンピュータセンタが利用する政府共通ネットワーク及び遠隔保守用通信回線
- ・ 共同利用コンピュータセンタにおけるサーバ運用及び監視業務

② 共同利用化の対象範囲外

各共済組合のシステム環境及びシステム運用方法等に大きく依存するものなど、「①共同利用化の対象範囲」以外を対象範囲外とする。

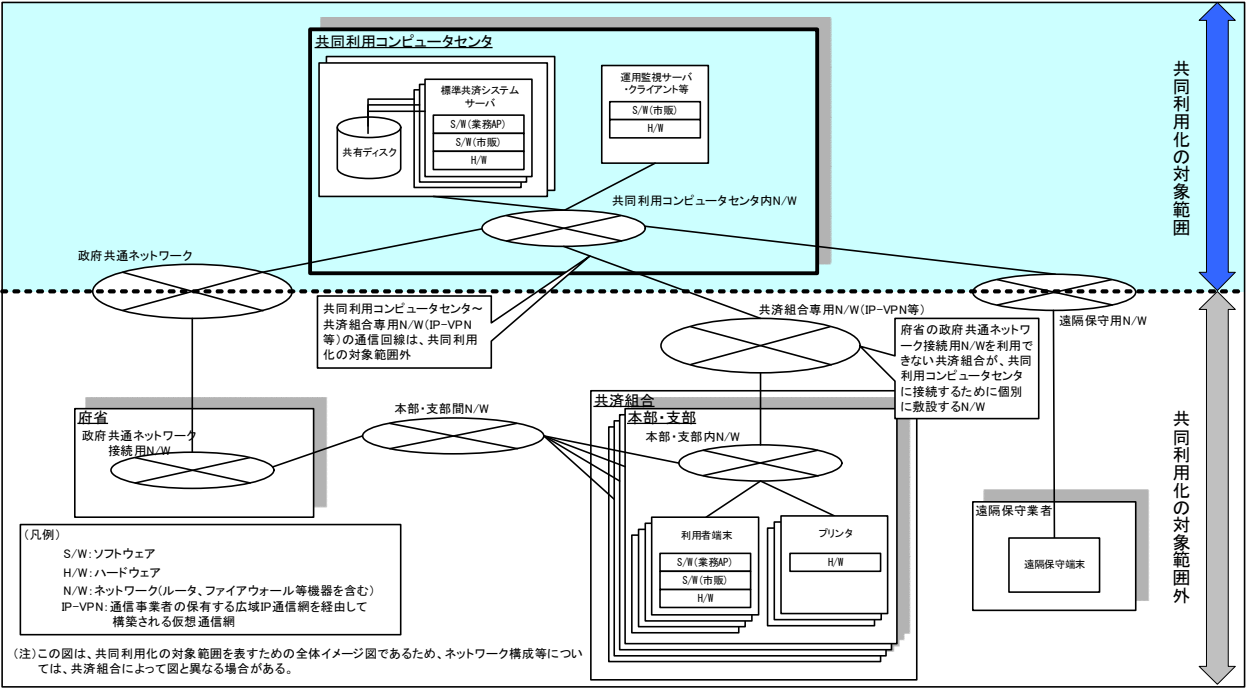
主なものは、次のとおり。

- ・ 共済組合の本部及び支部に設置する利用者端末等機器及び市販ソフトウェア
- ・ 共済組合の本部及び支部に設置するネットワーク機器
- ・ 共済組合が利用する各府省既設の政府共通ネットワーク
- ・ 共済組合の本部～支部で利用する通信回線
- ・ 政府共通ネットワーク以外の回線を利用して、共済組合～共同利用コンピュータセンタを接続する場合の通信回線
- ・ 標準共済システムの導入の際に必要な導入支援業務

- ・ 共済組合が個別に調達を行った機器等に係る保守等の業務

○ 共同利用化の全体イメージは、次のとおり。

共同利用化全体イメージ



【別紙2】 標準共済システムの導入共済組合について

委託期間中の標準共済システムの導入（本番稼動開始）共済組合は下記の通りである。

記

項番	共済組合名	本番稼動開始時期	共同 利用	本・支 部数 (※1)	組合員 数(※1)	被扶養者 数(※1)
1	衆議院共済組合	2020年1月	○	3	2,800	1,660
2	参議院共済組合	2020年1月	○	1	1,352	930
3	内閣共済組合	2020年1月	○	9	18,386	13,982
4	総務省共済組合	2019年10月	○	4	7,697	5,190
5	法務省共済組合	2020年2月	○	56	37,184	25,740
6	外務省共済組合	2020年1月	○	1	7,315	7,138
7	財務省共済組合	2020年2月	○	36	87,295	67,891
8	文部科学省共済組合	2020年2月	○	97	240,605	158,486
9	厚生労働省共済組合	2020年3月	○	63	64,960	30,164
10	農林水産省共済組合	2020年3月	○	1	26,460	20,881
11	経済産業省共済組合	2020年3月	○	2	16,643	12,111
12	国土交通省共済組合	2020年2月	○	50	69,561	65,690
13	防衛省共済組合	2019年12月	—	261	261,050	283,219
14	裁判所共済組合	2020年2月	○	49	26,193	17,940
15	会計検査院共済組合	2020年1月	○	1	1,294	889
16	刑務共済組合	2020年3月	○	10	24,512	28,676
17	厚生労働省第二 共済組合	2020年2月	○	167 (※2)	93,128	46,210
18	林野庁共済組合	2020年3月	○	10	7,061	5,802
19	国家公務員共済組合 連合会職員共済組合	2020年1月	○	1	20,873	10,096

※1 本・支部数、組合員数及び被扶養者数（任意継続組合員を含み、継続長期組合員は除く）令和5年度末時点。

※2 支部の配下に約159の所属所があり、短期給付業務等を実施。所属所と支部あわせて167。

以 上

【別紙 3】 遠隔保守実施に関する考え方

1. 遠隔保守対象共済組合

- 下表のうち、サーバ設置場所が「共同利用コンピュータセンタ」とされている共済組合を遠隔保守対象共済組合とする。

項番	共済組合名	サーバ設置場所（※）	
		共同利用 コンピュータセンタ	共同利用 コンピュータセンタ以 外
1	衆議院共済組合	○	
2	参議院共済組合	○	
3	内閣共済組合	○	
4	総務省共済組合	○	
5	法務省共済組合	○	
6	外務省共済組合	○	
7	財務省共済組合	○	
8	文部科学省共済組合	○	
9	厚生労働省共済組合	○	
10	農林水産省共済組合	○	
11	経済産業省共済組合	○	
12	国土交通省共済組合	○	
13	防衛省共済組合		○
14	裁判所共済組合	○	
15	会計検査院共済組合	○	
16	刑務共済組合	○	
17	厚生労働省第二共済組合	○	
18	林野庁共済組合	○	
19	国家公務員共済組合連合会 職員共済組合	○	

※ サーバ設置場所は東京 2 3 区内

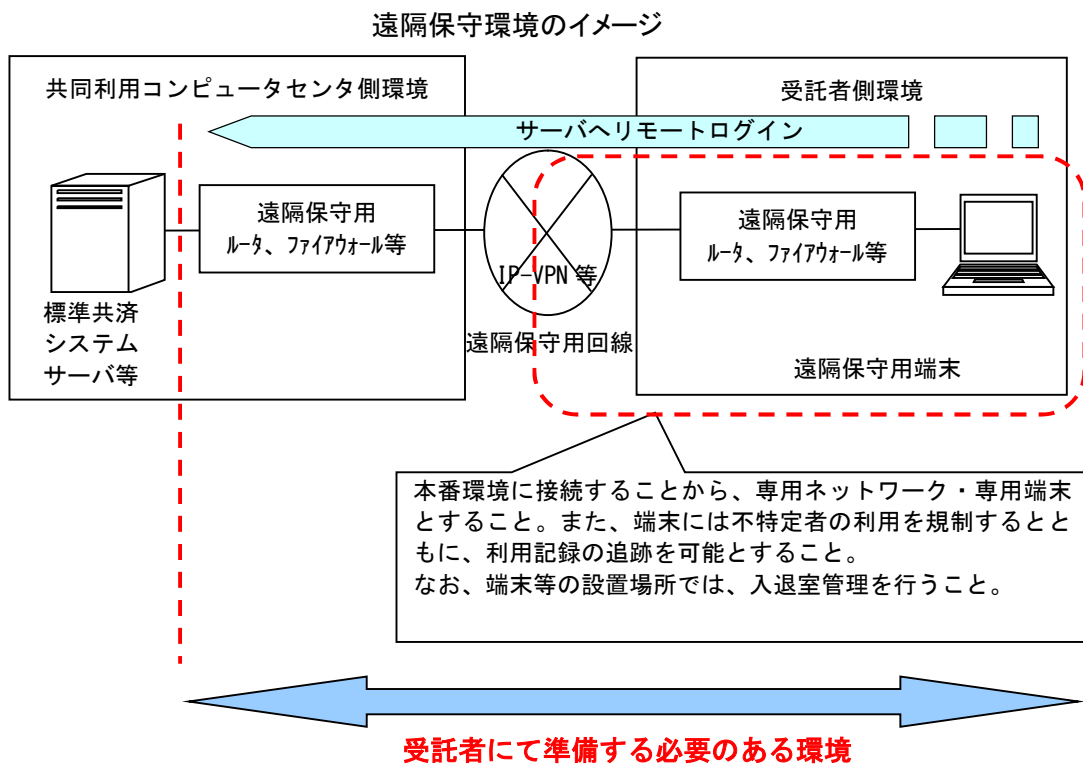
2. 遠隔保守対象作業

- 遠隔保守にて実施する保守等に係る作業は、主に障害の切り分け、OSのセキュリティパッチの設定、ウイルス対策ソフトのセキュリティパッチ（ウイルス定義ファイル含む）のシステム環境への設定及び改修プログラム等のシステム環境へのインストール等とする。
 なお、遠隔保守対象外の共済組合に対する上記作業については、サーバ設置場所へ出向いて作業を行うこと。
- センタ運用支援に係る作業は、センタ内のサーバ室で実施する必要がある作業を除いて、原則、遠隔保守にて実施する。

- 遠隔保守対象作業の着手に当たっては、別途交付する「保守ガイドライン」及び「運用管理設計書」等に基づき、作業実施方法の詳細検討を行い、「標準共済システムの保守等要領」に記載し、共済組合側の承認を得ること。

3. 遠隔保守環境

- 遠隔保守環境は、下図の範囲を保守等システム環境の一部として受託者が用意すること。
- 遠隔保守環境は、事前に共済組合側及びその指定する者と協議し、確定すること。なお、本番環境に接続することとなるため、情報セキュリティ対策は万全を期すこと。
- 本委託作業の実施にあたり、遠隔保守環境の整備が間に合わない等の場合には、サーバ設置場所へ出向いて作業を行う等、遠隔保守実施時と同等の対応を行うこと。



以 上

【別紙 4】委託対象機器と共同利用コンピュータセンタ内の機器構成

1. 委託対象機器

本調達の委託対象機器と主なハードウェア・ソフトウェアは次のとおり。

項番	機器名	区分	製品名	数量
1	標準共済システムサーバ	ソフトウェア	【OS】 Windows Server 2016 Standard	18
			【データベース管理ソフトウェア】	
			Caché Entrée Concurrent users Single Server Platform Specific	345
			Caché Elite Concurrent users Single Server Platform Specific	515
			Caché Enterprise Concurrent users Single Server Platform Specific	711
			【運用監視ソフトウェア】	
			Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition V15 エージェント	18
2	仮想管理サーバ	ハードウェア	Express5800/R120h-2E 8x 2.5 型モデル	3
		ソフトウェア	【OS】 Windows Server 2016 Datacenter	3
			【運用監視ソフトウェア】	
			Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition V15 エージェント	3
			【ウイルス対策ソフトウェア】	
			Symantec Endpoint Protection 14	3
			【電源管理ソフトウェア】	
			ESMPRO	3
			【バックアップ管理ツール】	
			CA Arcserve Backup r17.5 for Windows VM Agent per Host License	3

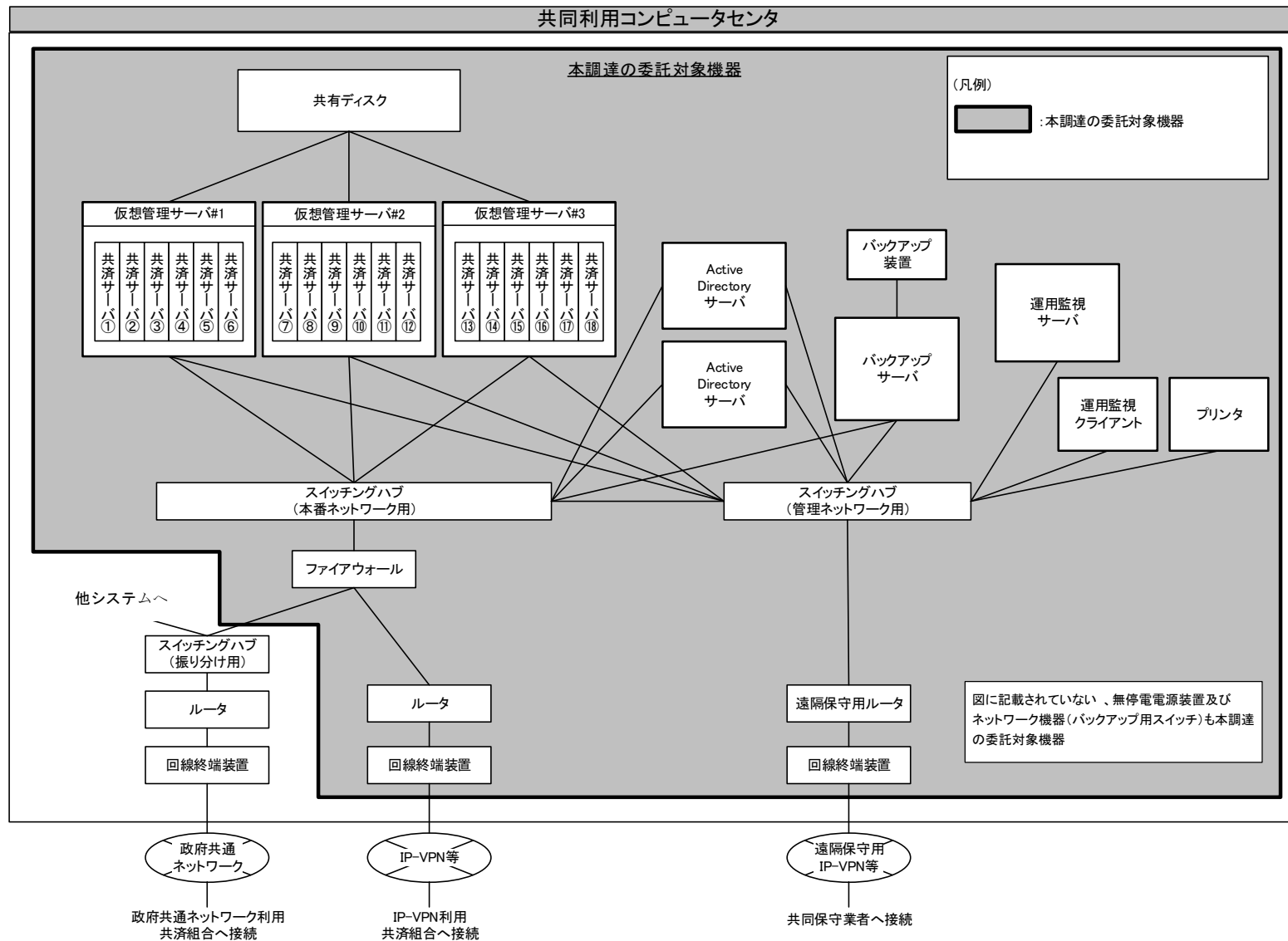
項番	機器名	区分	製品名	数量
3	ActiveDirectory サーバ	ハードウェア	Express5800/R110i-1 (4C/E3-1220v6)	2
		ソフトウェア	【OS】 Windows Server 2016 Standard	2
			【運用監視ソフトウェア】 Systemwalker Centric Manager Standard Edition (エージェント用) V15	2
			【ウイルス対策ソフトウェア】 Symantec Endpoint Protection 14	2
			【電源管理ソフトウェア】 ESMPRO	2
			【バックアップ管理ツール】 CA Arcserve Backup r17.5 for Windows エージェント	2
4	共有ディスク（標準共済システムサーバ用）	ハードウェア	iStorage M120 ディスクアレイ（2.5 型）	1
5	運用監視サーバ	ハードウェア	Express5800/R120h-1E 8x 2.5 型モデル	1
		ソフトウェア	【OS】 Windows Server 2016 Standard	1
			【運用監視ソフトウェア】 Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition V15	1
			Systemwalker Centric Manager Standard Edition (エージェント用) V15	1
			【ウイルス対策ソフトウェア】 Symantec Endpoint Protection 14	1
			【電源管理ソフトウェア】 ESMPRO	1
			【バックアップ管理ツール】 CA Arcserve Backup r17.5 for Windows エージェント	1
6	バックアップサーバ	ハードウェア	Express5800/R120h-2E 8x 2.5 型モデル	1
		ソフトウェア	【OS】 Windows Server 2016 Standard	1
			【運用監視ソフトウェア】 Systemwalker Centric Manager Standard Edition (エージェント用) V15	1
			【ウイルス対策ソフトウェア】 Symantec Endpoint Protection 14	1
			【電源管理ソフトウェア】 ESMPRO	1
			【バックアップ管理ツール】 CA Arcserve Backup r17.5 for Windows	1

項番	機器名	区分	製品名	数量
7	運用監視端末	ハードウェア	MKL36/A-3・Win10Pro(64ビット)・Core i3	1
			17型SXGA液晶(1280×1024ドット)	2
		ソフトウェア	【OS】Windows 10 Professional	1
			【運用監視ソフトウェア】 Systemwalker Centric Manager V15	1
			【ウイルス対策ソフトウェア】 Symantec Endpoint Protection 14	1
			【オフィスソフトウェア】 Office Home&Business 2016	1
8	プリンタ	ハードウェア	MultiWriter 5500P(A4対応モノクロページプリンタ)	1
9	バックアップ装置	ハードウェア	T30A テープライブラリ L07 SAS	1
10	無停電電源装置	ハードウェア	無停電電源装置(3000VA)(ラックマウント用)	9
			無停電電源装置(1200VA)(ラックマウント用)	1
11	ネットワーク機器	ハードウェア	S1016GT-4G(本番用スイッチ)	1
			S1048GT-4G(管理用スイッチ)	1
			QX-S5432XT-8X2Q(W)(バックアップ用スイッチ)	1
12	ファイアウォール	ハードウェア	(センタ施設管理者が別途調達)	1
13	ルータ(IP-VPN用)	ハードウェア	(IP-VPNを利用する共済組合が別途調達)	1
14	回線終端装置(IP-VPN用)	ハードウェア	(IP-VPNを利用する共済組合が別途調達)	1
15	ルータ(遠隔保守回線用)	ハードウェア	(共同保守業者が別途調達)	1
16	回線終端装置(遠隔保守回線用)	ハードウェア	(共同保守業者が別途調達)	1

全物品はNECキャピタルソリューション株式会社から借入

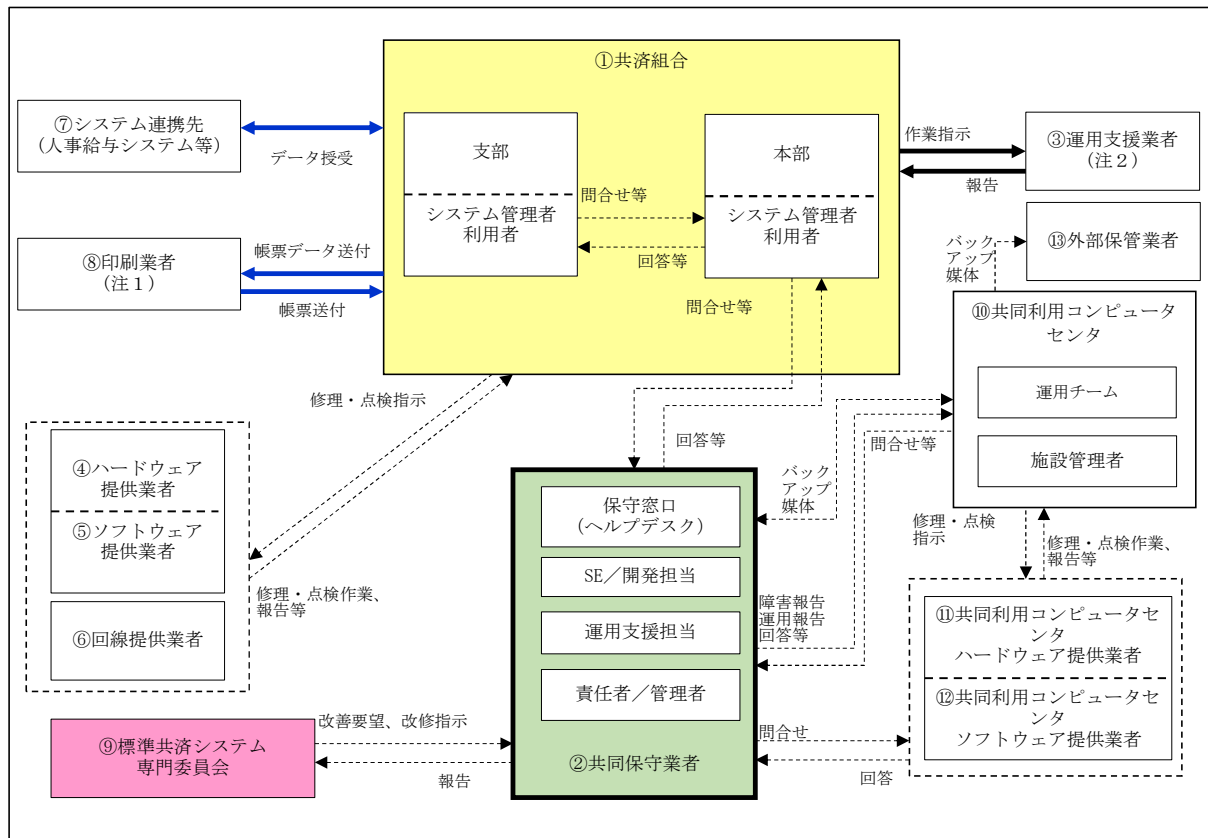
2. 共同利用コンピュータセンタ内の機器構成

本調達の共同利用コンピュータセンタ内の機器構成及び委託対象機器は、次のとおり。



【別紙5】 標準共済システムに係る体制と役割

(1) 共同利用環境に係る体制と役割

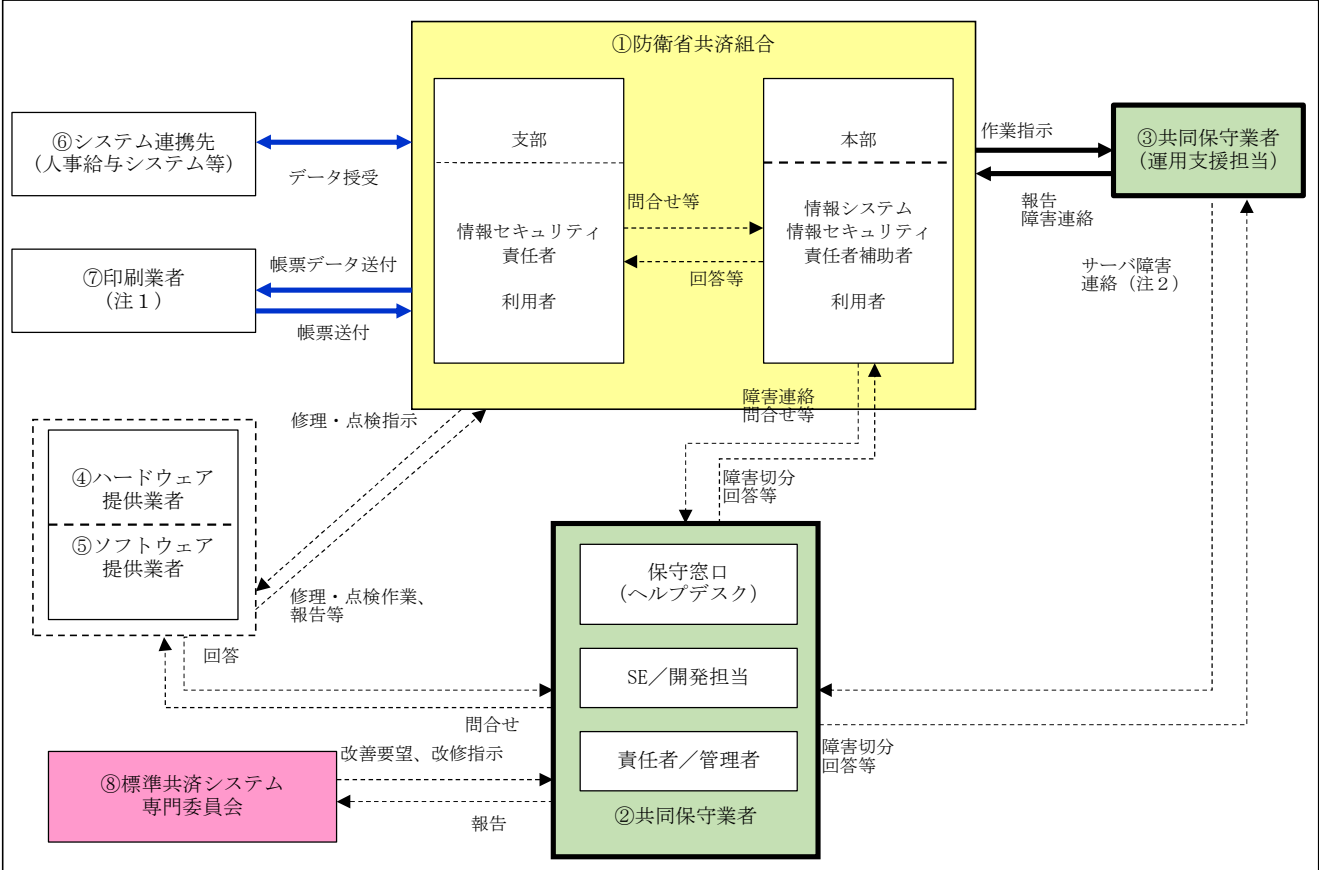


(注1) 大量に帳票印刷をする際に、必要に応じて各共済組合で印刷作業を外部に委託する場合

(注2) 必要に応じて、各共済組合で業務作業および通常作業の補佐等を外部に委託する場合

項番		担当者		作業内容
1	共済組合	支部	利用者	・支部のシステム管理者へ問合せ等を行う。 ・外部機関・外部業者とデータの授受等を行う。
			システム管理者	・支部内の問合せ等をまとめ、本部のシステム管理者へ問合せ等を行う。
		本部	利用者	・本部のシステム管理者へ問合せ等を行う。 ・外部機関・外部業者とデータの授受等を行う。
			システム管理者	・本部・支部内の問合せ等をまとめ、保守窓口へ問合せ等を行う。 ・保守窓口からの回答等を、発生元へ回答する。 ・通常運用、障害時運用を行う。
2	共同保守業者	保守窓口（ヘルプデスク）		・標準共済システム専門委員会からの指示に対し、対処・報告を行う。 ・問合せ等を受け付け、内容に応じて回答する。必要に応じてデータおよびプログラムの解析を行う。
		SE／開発担当		・保守窓口からの問合せ等の切り分けを行い、保守窓口へ回答する。
		運用支援担当		・標準共済システムの日次・月次・年次の運用作業を行う。 ・システム障害が発生した場合に運用グループに障害報告を行い、障害対応を行う。また、障害内容に応じて共同利用コンピュータセンタハードウェア提供者または共同利用コンピュータセンタソフトウェア提供者に問合せを行う。
		責任者／管理者		・必要に応じて、対策本部の設置・招集を行う。 ・対策本部への指示等を行う。
3	運用支援業者			・作業指示にしたがい、通常運用、報告を行う。
4	ハードウェア提供者			・定期点検、障害対応を行う。
5	ソフトウェア提供者			・障害対応を行う。
6	回線提供者			・障害対応を行う。
7	システム連携先			・外部連携データの授受等を行う。
8	印刷業者			・利用者（共済組合）より受け取った帳票データの印刷を行い、帳票を利用者（共済組合）に送付する。
9	標準共済システム専門委員会			・必要に応じて、共同保守業者に改善要望・改修指示等を行う。
10	共同利用コンピュータセンタ		運用チーム	・共同利用コンピュータセンタの通常運用、障害時運用を行う。
			施設管理者	・共同利用コンピュータセンタの通常運用、障害時運用に必要な判断や取り決めを行う。 ・共同利用コンピュータセンタ設置場所の管理を行う。
11	共同利用コンピュータセンタハードウェア提供者			・ハードウェアの定期点検、障害対応を行う。 ・保守窓口からハードウェアに対する質問を受け付け、回答する。
12	共同利用コンピュータセンタソフトウェア提供者			・ソフトウェアのセキュリティパッチ適用対応を行う。 ・保守窓口からソフトウェアに対する質問を受け付け、回答する。
13	外部保管業者			・標準共済システムの年次バックアップ媒体を外部保管する。

(2) 防衛省環境に係る体制と役割



(注1) 大量に帳票印刷をする際に、必要に応じて共済組合で印刷作業を外部に委託する場合
(注2) サーバ障害の連絡は、共同保守業者（運用支援担当）が共同保守業者に直接連絡することを可能とする。

項番	担当者		作業内容
1	共済組合	支部 利用者	・支部の情報セキュリティ管理者へ問合せ等を行う。 ・外部機関・外部業者とデータの授受等を行う。
		支部 情報セキュリティ管理者	・支部内の問合せ等をまとめ、本部の情報システム情報セキュリティ責任者補助者へ問合せ等を行う。
		本部 利用者	・本部の情報システム情報セキュリティ責任者補助者へ問合せ等を行う。 ・外部機関・外部業者とデータの授受等を行う。
		本部 情報システム情報セキュリティ責任者補助者	・本部・支部内の問合せ等をまとめ、保守窓口へ問合せ等を行う。 ・保守窓口からの回答等を、発生元へ回答する。 ・通常運用、障害時運用を行う。
2	共同保守業者	保守窓口(ヘルプデスク)	・必要に応じて、標準共済システム専門委員会からの指示に対し、対処・報告を行う。 ・問合せ等を受け付け、内容に応じて回答、またはSE/開発担当へ連絡等を行う。
		SE/開発担当	・保守窓口からの問合せ等の切り分けを行い、保守窓口へ回答する。
		責任者/管理者	・必要に応じて、対策本部の設置・招集を行う。 ・対策本部への指示等を行う。
		共同保守業者(運用支援担当)	・作業指示にしたがい、通常運用、障害時運用、報告を行う。
4	ハードウェア提供者		・定期点検、障害対応を行う。
5	ソフトウェア提供者		・障害対応を行う。
6	システム連携先		・外部連携データの授受等を行う。
7	印刷業者		・利用者(共済組合)より受け取った帳票データの印刷を行い、帳票を利用者(共済組合)に送付する。
8	標準共済システム専門委員会		・必要に応じて、共同保守業者に指示等を行う。